

国立大学法人福井大学
平成 1 9 事業年度業務監査報告書

平成 2 0 年 7 月 1 7 日

国立大学法人福井大学監事 古 森 勲
 舟 木 幸 雄

目 次

- 1．はじめに
- 2．法人経営，大学運営全般について
 - 2 - 1 今後の長期的基本戦略等の策定について
 - 2 - 2 教育の在り方に関する方向性について
 - 2 - 3 研究の在り方に関する方向性について
 - 2 - 4 広域連携大学拠点について
 - 2 - 5 教育研究組織について
 - 2 - 6 教育研究振興資金の創設について
 - 2 - 7 会議運営について
 - 2 - 8 リスクマネジメントについて
 - 2 - 9 研究費等の不正使用防止のための管理・体制について
 - 2 - 10 監査体制について
- 3．病院経営について
- 4．参考資料

1. はじめに

国立大学法人福井大学の監事監査は、予め監事が策定する監事監査計画（別添参考資料参照）に基づき実施される。そのうち、業務監査結果に関しては、これまでの平成16年度、17年度については各該当年度終了後の期末監査を経て常勤監事が業務監査報告書としてまとめてきたが、平成18年度は、期中監査となる役員会での監事の指摘内容及び監事会（監事及び監査室職員で構成、毎月1回開催）での検討結果を中心に報告書としてまとめた。平成19事業年度の業務監査報告書は、平成18年度と同様に期中監査となる役員会及び監事会での検討結果を中心に取りまとめ、報告書とした。

2. 法人経営，大学運営全般について

2-1 今後の長期的基本戦略等の策定について

運営費交付金の見直し問題について外部に訴えるだけでなく、内在的なものに目を向けて、集中的に“どうしていくべきか” 将来を見据えて議論し、方向性を決めていく必要がある。これまでの役員会では、今後何をすべきかをシビアに討議してこなかった。本学が生き残っていくためにも、これを機に徹底的に討議して方向性を決めるべきだと強く感じる。例えば8月にも役員会を開催し、この大学をどうするかについて自由討議すべきではないか。その中で、経営的な視点から、ある組織を潰す、伸ばす等の考えも出てくるはずである。入学した学生が福井大学で良かったと思えるように、また、県民のためだけの大学でなく、大学としての普遍性を踏まえた活きの良い大学にしてもらいたい。

外部から見た場合、【スター】を作ることが必要だと思う。この場合、スターとは人ではなく、福井大学だからというもので、シンボリックなものを作れば、何事も突破していけるのではないかと、また、一般住民がどう評価するかを常に心掛けていくことも必要である。

このような議論（本学の方向性・戦略等）は意見も出尽くした感があり、そろそろ良いのではないかと。いつまでに決めるのかを明確にする必要がある。何を選択するかを決める時期であり、選択したものを、いつまでにどんなイメージでまとめあげるのか、時間軸を決めないと、このまま議論だけの状態がずっと続くのではないかと危惧する。

本学が有意義な存在であり続けるため、他の大学に類を見ないような個性を發揮できるよう、学長の強力なリーダーシップで引っ張っていただきたい。他の大学と同じようなことをやっているだけでは、いつまでも今の枠を越えられ

ない。

国立大学を取り巻くさまざまな状況に鑑み、【進むべき方向性】が大事であるが、それをどこで決めるのか、検討するのがよくわからない。企業体だと「経営」と「執行」があるが、これを福井大学に置き換えると、混同しているように思われるため、整理する必要がある。「経営」とは方向性を決めることであり、福井大学を経営していくためには、どちらに向くのかを具体的に示さなければならない。方向性なしにそれぞれの現場の考えで物事を進めると効率も悪くなり、経営が成り立たなくなる。

本学の特色を伸ばす取組みに係る予算額を明示し、【やる気度】を世間に示すべきである。

2 - 2 教育の在り方に関する方向性について

大学として一番大事なものは「教育」であるという学長の考えを文章化し、学生や教職員に示すとよいと思う。縁あって本学に入学してきた学生が「来てよかった」と思ってもらえるように頑張ってもらいたい。

放送や出版など、メディアの世界でよく目にする他の大学は、【特色のある大学】として評価できるのではないか。特色の出し方として参考にしてみるとよいと思う。

大学教員だけで“教育をどうしていこうか”と考えるのは無理がある。大学教員と高校等の先生方とのネットワークを構築しないと上手くいかない。高校等の先生方にも福井大学卒の人がたくさん居るだろうし、形をつくるコーディネータみたいなものを考えてはどうか。

大学の教員がどうあるべきか考える必要がある。研究のみで今の給料に見合う人はごく一部ではないだろうか。多くの人は教育を担当することで今の給料に見合っているのではないか。研究だけでなく、学生に対する教育を行って給与をもらっている、という意識を教員に持ってもらう必要がある。そのためには、面接や学長からの問いかけ等が必要だと考える。

企業等が卒業生に望むものは、コミュニケーション能力のある人間である。大学を出ていきなり“提案する”というのは無理だろう。また、伸びていく人は、「考え方に柔軟性があり、幅広く、好奇心が旺盛」である。その一部でも大学で身につけさせて欲しい。

2 - 3 研究の在り方に関する方向性について

地域特性を踏まえた研究の推進については、“地域”という視点で考えた場合、総花的になってはいけないが、「繊維に関する研究」以外にも何かあるのではないか。例えば、教育に関する研究などを盛り込み、【地域特性】をもう少し厚くした方が県や県民に受け入れられ易いと考える。

繊維に関する研究が重要研究課題から省かれたが、福井という地域特性を

考えた場合，引き続き取り組んでいくことが必要ではないか。

2 - 4 広域連携大学拠点について

10年ほど前に民間企業では，原子力に関わる人材の不足を非常に気に掛けていたが，そういった点にどう取り組んでいくのか。また，そもそも福井大学の生き方として，この構想に取り組まないと生き残れない，と考えているのか。さらに，受験生の現状として，学生が大都市志向であるというようなことが書かれているが，学生が原子力に目を向けられるような取組みは行わないのか。学生をどのように集めていくつもりなのか。例えば関西電力が病院にお金を出したり，奨学金を出しているような取組みであったり，北陸電力，関西電力が行っている原子力発電所の無料見学会に学生をどう向かわせるかといった取組みも必要である。いい先生を集めて学生を寄せるという方針だが，同時並行的に，学生をそこに向かわせる取組が必要である。

2，3年前に福井経済同友会が【原子力立県】を提言しており，提言と同じ方向性のものが具体化しつつあると認識している。経済同友会等に今回の取組みをどのように伝え，政治的にどのように動くのか。福井の地域振興には原子力が不可欠であり，政治が原子力に向かわないと構想の実現は難しい。

地域振興に大学が一役買うことは難しい。敦賀市と大学のスタンスは異なっており，その点を理解いただけるよう動いてほしい。大学としては重要なプロジェクトであり，ぜひ完成させ，社会に披露して欲しい。

2 - 5 教育研究組織について

(1) 産学官連携本部について

学長がリーダーシップを発揮できる体制を整える必要がある。また，副本部長には，経営的センスを有する学外人材が必要である。

(2) 語学センターについて

法人化後4年が経過して，このような構想が生まれてきたことを嬉しく思う。福井大学の特色になると思うので，強力に推進して欲しい。

また，対象とする言語は英語が中心だと思うが，カリキュラムについては，中学・高校の延長にならないようにして欲しい。

また，留学生を講師等としてどのように活かしていくかも大切である。

2 - 6 教育研究振興資金の創設について

学外者の意見を聴いて決めるのが第一である。毎年資金提供してもらうことになるので，ソフト的なものとするしかないのではないかと。特に附属病院に関しては，緊急性があると思われる。

また，議論が長引いているが，そろそろ具体的な取組みを始めるべきである。

2 - 7 会議運営について

(1) 会議資料の事前配布について

非常勤の役員等は、議事の内容を事前に把握していないと、役員会等での議論も上滑りに終わってしまう。その意味で、全ての資料の事前配付を早めてほしい、また、附属病院については、ベースとなる材料を提示して欲しい。

(2) 会議の開催時間について

役員会については、重要な討議事項も多く、長時間を要するため、9時30分開始とするなど開始時間を早めて欲しい。

(3) 経営協議会について

3月17日開催の経営協議会における学外委員の出席者が少なかったが、参加委員の顔ぶれも固定的と思われるので、経営協議会の制度趣旨が活かせるよう工夫願いたい。

2 - 8 リスクマネジメントについて

(1) リスクマネジメント体制の構築について

リスクマネジメント体制の構築を進めるうえで、体制構築の時期を明確にし、取り組む必要がある。

(2) 非常事態時の対応について

附属特別支援学校中学部にて出火が発生した件については、通報が遅れるなど対応に問題があった。対応改善を図る必要がある。

2 - 9 研究費等の不正使用防止のための管理・体制について

(1) 旅行の確認方法について

旅行の確認書類として、JRの領収書等の提出は求めないことで検討しているが、旅行の事実確認は必要である。

(2) 大学が管理していない資金について

大学が管理していない資金（本学会計事務を経由せず、一部の組織または職員個人が管理している資金）について、調査したもののうち、大半のものは大学の預り金として管理できるのではないか。本学が扱っているすべての資金の管理体制を整えることが重要である。

また、把握しているもの以外で管理している資金はないか確認が必要である。

他大学等では不正の事例もあるため、早急に対応していただきたい。

(3) 資産管理について

教育地域科学部附属特別支援学校玄関の壁画について、著作権法上の問題がないか調査をお願いしたい。

2 - 10 監査体制について

様々な規則の制限により、監査を実施するうえで抑制がかかるため、兼任職員ではなく監査専任職の設置が必要である。

また、独立した監査室を置く他大学を視察し、どのような視点でどのような事項について監査を行っているか、また、それが監事、会計監査人とどう連携しているか等について確認をお願いしたい。

3．病院経営について

(1) 病院経営の判断基準について

附属病院の経営は、厳しい状況の中で頑張っていると思われるが、月次損益報告書の数値について、良いのか悪いのかの判断基準が必要である。附属病院としてどのように考えているのか、それを承知した上でこの数値を判断する必要がある。

(2) 経営状況の報告方法について

役員会における「医学部附属病院の経営状況」に関しては、月次決算の状況だけでなく、病院運営に係る取組み状況についても報告する等、病院経営の全体が分るような説明をお願いしたい。

4．参考資料

平成19年度国立大学法人福井大学監事監査計画書・・・別添のとおり

平成19年度国立大学法人福井大学監事監査計画書

平成19年11月1日

国立大学法人福井大学監事監査要綱第10条及び国立大学法人福井大学監事監査実施基準第2の規定により、平成19年度の国立大学法人福井大学監事監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

国立大学法人として4年目となる平成19年度の監査においては、関係法令や本学の中期計画、年度計画等を照合しつつ、これまでの監査結果も踏まえ、業務の適正かつ効果的、効率的な執行等に関し、個別の監査テーマに即し検証を進める。

なお、非常勤監事2名の体制となる本年度においては、会計監査人、監査室等との連携をより一層強化することで効果的、効率的な監事監査の実施を図る。

以下、監査の実施期間、方法、対象部門、重点事項、及びその他の事項について定める。

2. 実施期間

(1) 業務監査

監査室等と連携し年度を通して期中監査を行うほか、平成19年度終了後の平成20年6月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査

会計監査人等による会計監査を踏まえ、年度を通して期中監査を行うほか、平成19年度の会計に関し平成20年6月までに期末監査を行う。

3. 監査方法

監査は書面監査及び実地監査により行う。書面監査は監査対象部門の帳票その他証拠書類の原本確認、書類と現物の照合確認、関係調査等の結果の事務職員からの聴取等の方法により実施する。実地監査は監査対象部門の長からの概況聴取・質疑応答、監査対象部門の担当者からの個別聴取・質疑応答等の方法により実施する。

(1) 業務監査

期中監査は、役員会その他重要な会議等への出席、監査室等による内部監査の報告を受けその内容を確認する。

期末監査は、平成19年度の業務全般に関し、学長等から概況聴取を行うとともに、必要に応じ担当者からの個別聴取及び書類監査を行う。

また、その他必要な事項を監査するものとする。

(2) 会計監査

期中・期末監査において、会計監査人等による会計監査の報告を受けその内容を確認するとともに、平成19年度の決算関係書類を調査し、決算の状況等を監査する。

また、その他必要な事項を監査するものとする。

4. 監査対象部門

(1) 業務監査

全部局を対象部門とする。

(2) 会計監査

主に事務局財務部を対象部門とするが、必要に応じ他の部局も対象部門とする。

5. 監査の重点事項

第一に、学内の評価委員会や事務局の評価課等と連携して本学の年度計画の実施状況を確認しつつ、監事として独立の立場から、内部統制の在り方に留意し、業務が適正かつ効果的、効率的に行われているか等の検証を行う。

第二に、監査室等と連携し業務の経済性・効率性及び有効性、人材育成、契約事務の適正化、コスト削減の取組状況について監査を行う。

また、前年度と同様、役員会その他重要な会議への出席等による業務に対する期中監査を継続するとともに、過去3年間の監査結果のフォローアップを行う。

6. 監事会

原則として監事会を役員会終了後に行なうものとする。

7. その他

監査の任務を遂行するに当たり、業務監査については監査室等による監査結果を、会計監査については会計監査人等による監査結果を活用することにより、効率化を図るものとする。